令和7年度　だて歴史の杜キッチンカー・物品販売出店要領

１　期間、時間帯等

・出店期間は 4/1～12/30 とする

・使用期間はひと月単位以上で月区切りとし最大9ケ月とする

・使用時間は8時～20 時

　20 時には完全撤収（テント等）すること

　公園内でのイベント実施時は 22 時までとする

２　出店場所

・大手門前の6区画　及び　だて歴史文化ミュージアム側6区画、合計　12　区画（別紙平面図）の当日、空いている場所（毎日違う場所でも良い）

・1区画の面積は5m×5m＝25 ㎡とする

（客待ちスペース、のぼり、看板、イス、テーブル、テント、ゴミ箱を含める）

・1事業者につき1区画とする

３　出店手続き

・出店手続きは、使用開始のひと月前から受付とする

・行為許可申請書を提出

【飲食店営業許可が必要なもの（キッチンカー）】

添付書類：飲食店営業許可の写し、調理師免許又は食品衛生責任者の写し、車検証の写し、顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）の写しを提出

【飲食店営業許可が必要ではないもの（物品販売）】

添付書類：顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）の写しを提出

１回目受付期間内に窓口へ持参か郵送

２回目以降は、窓口へ持参か郵送又は、メールでの申込ができます

・申請数が少なく 12 区画に満たない場合は、随時受付を行う

・随時受付の場合、申請書は出店1週間前には提出すること

・使用料金の確認については、出店前までに納付書の写真をメール添付し送付すこと

４　使用料金

・1か月分の料金　（一区画 25 ㎡×10 円/日×日数）

例　25 ㎡×10 円×30（31）日＝7,500 円（7,750 円）

出店日の有無にかかわらず1か月分の料金となる

５ 注意事項

・ゴミ箱の設置などで周辺にゴミが散乱しないよう徹底する

・トレーラーの場合、切り離して牽引車は多目的舗装広場に駐車する

・物品販売について、テント等を設置する場合はテントを固定するなど安全に留意すること

・食品の調理については、キッチンカー内で行うこと

・ルールが守られない場合や**出店までに入金が確認でない場合**は使用許可を取消す場合がある

・出店に伴う事故やトラブル等については自己責任とし、市は介入しない

・降雪時の除雪は各店舗で実施する

・市関連のイベント時は使用不可となる場合がある

今後、追加や中止になる場合もあるが、現段階でのイベントは下記の通り予定している

4 月 4 日（金） 9 時 30 分～11 時 交通安全運動

5 月 17 日（土） 8 時 00 分～12 時 だて緑と花のまつり

7 月 11 日（金） 9 時 30 分～11 時 交通安全運動

9 月 19 日（金） 9 時 30 分～11 時 交通安全運動

11 月 13 日（木） 9 時 30 分～11 時 交通安全運動